

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

育成就労制度への移行を見据え、県内への外国人労働者の定着を図るうえで必要な要素のひとつである企業及び外国人材が円滑に住宅を確保できる環境の構築に向けて、外国人受入企業への普及啓発や、外国人受入を行っていない不動産事業者や大家に対しその原因の調査を行い、不動産事業者や大家の拒否感を軽減し、入居に対し理解を深める普及啓発資料の作成や不動産事業者の外国人対応の負担を軽減するための仕組の立案を行う。

(2) 業務内容

別紙「外国人材の円滑な住宅確保に向けた民間賃貸住宅の賃貸借円滑化検討業務委託仕様書」4 業務内容（１）～（４）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和８年３月２５日まで

(4) 事業予算額

10,780 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要添付資料（以下、「申請書等」という。）

ア 申請書（様式１）提出期限

令和７年５月１９日（月） 午後５時（必着）

イ 添付資料

① 会社概要説明書（様式２）

② 実績証明書（様式３）

(2) 仕様書等に対する質問書（以下、「質問書」という。）

ア 質問書（様式４）提出期限

令和７年５月２７日（火） 正午（必着）

イ 上記アに対する回答

令和７年５月２８日（水）に公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者全員に回答する。ただし、質問内容が質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 提案書

ア 提案書提出期限

令和７年５月３０日（金）正午（必着）

イ 提案書の取扱い

提出された提案書の返却は行わないものとする。また、提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除いて、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 申請書等、質問書及び提案書（以下「関係書類」という。）の提出方法

ア 提出場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県土木建築局住宅課（広島県庁北館 1 階）
電話：082-513-4164（ダイヤルイン）
電子メール：dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp

イ 提出方法

- ・（1）申請書等及び（2）質問書の提出は、持参、郵便等又は電子メールによること。
- ・（3）提案書の提出は、持参又は郵便等によること。
- ・郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

ウ 費用負担

関係書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

エ 虚偽記載

関係書類に虚偽の記載をした場合には、提出された関係書類を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア 実施日時

令和 7 年 6 月 3 日（火） ※具体的な時間等については参加者に別途通知する。

イ 実施場所

オンライン会議システム（Zoom）による開催とする。

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者とする。

ただし、オンライン会議システムへの入室は 3 名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する場合の総括責任予定者とする。

エ 説明時間

- ・ 1 提案者当たりの説明時間は 30 分以内とし、内訳はプレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分とする。
- ・ プレゼンテーションは提出した提案書の内容に限り、追加提案や資料配布は不可とする。

(6) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局住宅課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和 7 年 6 月 9 日（月）までに、その旨を記載した書類を電子メールで提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和 7 年 6 月 10 日（火）までに、電子メールにより行う。

(7) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(11) 提出された提案書について

提出された提案書の返却は行わないものとする。また、提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除いて、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 外国人材の円滑な住宅確保に向けた民間賃貸住宅の賃貸借円滑化検討業務委託仕様書

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（様式1～3）

(4) 仕様書等に対する質問書（様式4）

(5) 取り下げ願い書（様式5）

(6) 外国人材の円滑な住宅確保に向けた民間賃貸住宅の賃貸借円滑化検討業務公募型プロポーザル提案書作成要領

(7) 外国人材の円滑な住宅確保に向けた民間賃貸住宅の賃貸借円滑化検討業務公募型プロポーザル評価基準

(8) 業務委託契約書（案）

【問い合わせ先】

広島県土木建築局住宅課 担当 園田

電話 082-513-4164（ダイヤルイン）